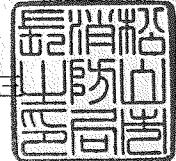


松山市消防局告示第3号

平成26年7月11日

松山市消防局長 芳野浩三



松山市火災予防条例第42条の2第1項に規定する祭礼、縁日、花火大会その他の多数の者の集合する屋外での催しのうち、大規模なものとして消防長が別に定める要件について

松山市火災予防条例（昭和37年条例第18号。以下「条例」という。）第42条の2第1項に規定する祭礼、縁日、花火大会その他の多数の者の集合する屋外での催しのうち、大規模なものとして消防長が別に定める要件を次のように定め、平成26年7月15日から施行する。

記

条例第42条の2第1項に規定する祭礼、縁日、花火大会その他の多数の者の集合する屋外での催しのうち、大規模なものとして消防長が別に定める要件は、次の各号のいずれにも該当する催しとする。

- (1) 1日当たりの人出予想が11万人以上の規模の催しとして計画されている催しであること。
- (2) 主催する者が出店を認める露店等の数が100店舗を超える規模の催しとして計画されている催しであること。